



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第14号 令和7年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程	
2	徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程	
3	徳島県企業局公印規程の一部を改正する規程	
4	徳島県企業局監察職員設置規程の一部を改正する規程	
5	徳島県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程	
6	徳島県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程	
7	徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程	
8	徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	
9	徳島県企業局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程	

【企業局訓令】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令	

【企業局訓令】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令	
3	徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令	
4	徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令	
5	企業職員の人事評価及び自己申告制度実施規程の一部を改正する訓令	

【病院局管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程	
2	徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程	
3	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	
4	徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程	
5	徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程	

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
8	徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則	
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	
	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	
	単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則	
	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	
	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則	

【監査委員告示】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示	

【労働委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県労働委員会公印規程の一部を改正する告示	
3	徳島県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する告示	

【議会規程】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程	

徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加藤 弘道

徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程

徳島県企業局組織規程（昭和四十二年徳島県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営企画戦略課及び事業推進課」を「経営企画課、事業推進課及び施設基盤整備課」に改める。

第三条の二中「施設基盤整備室」を「自然エネルギー・地域貢献室」に改める。

第四条の表を次のように改める。

経営企画課

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 一 | 公印の管守に関すること。 |
| 二 | 文書の收受発送編さん及び保存に関すること。 |
| 三 | 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。 |
| 四 | 職員の定数に関すること。 |
| 五 | 職員の給与、勤務条件及び公務災害補償に関すること。 |
| 六 | 職員の研修及び福利厚生に関すること。 |
| 七 | 諸規程その他法規に関すること。 |
| 八 | 業務状況の公表に関すること。 |
| 九 | 予算の編成及び執行に関すること。 |
| 十 | 出納事務及び決算に関すること。 |
| 十一 | 企業債に関すること。 |
| 十二 | 資産の管理、取得及び処分に関すること。 |
| 十三 | 国有資産等所在市町村交付金の交付に関すること。 |
| 十四 | 物品材料の購入及び出納保管並びに不用品の処分に関すること。 |
| 十五 | 物品審査委員会に関すること。 |
| 十六 | 料金及び使用料の徴収に関すること。 |
| 十七 | 入札の執行に関すること。 |
| 十八 | 所管に係る統計記録及び報告に関すること。 |
| 十九 | 労働組合に関すること。 |
| 二十 | 職員厚生会に関すること。 |
| 二十一 | 工事の請負契約の締結に関すること。 |
| 二十二 | 補償審査委員会に関すること。 |
| 二十三 | 工事の検査に関すること。 |
| 二十四 | 他の課及び所に属しない事務に関すること。 |
| 二十五 | 局の経営計画及び改善に関すること。 |
| 二十六 | 局の災害対策の総合的な企画及び調整に関すること。 |

事業推進課		
	自然エネルギー・地域貢献室	施設基盤整備課
二十七 新規事業の企画調査に関すること。 二十八 駐車場事業及び土地造成事業（他課の分掌に属するものを除く。）の経営に関すること。 二十九 広報に関すること。	一 電気事業の経営に関すること。 二 給電業務に関すること。 三 電力受給契約及び関係資料の整備に関すること。 四 工業用水道事業の経営に関すること。 五 所管に係る料金及び使用料の徴収に関すること。 六 所管に係る許認可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。 七 所管に係る予算に関すること。 八 所管に係る国庫補助金に関すること。 九 企業債の技術的事項に関すること。 十 その他電気及び機械の技術に関すること。	一 土木工作物（ダム貯水池を含む。以下同じ。）及び建築工作物の工事の計画、調査設計及び施行に関すること。 二 土木工作物及び建築工作物の維持管理及び改良に関すること。 三 土木工作物及び建築工作物の保安に関すること。 四 用地造成工事の調査、設計及び施行に関すること。 五 未成土地の維持管理に関すること。 六 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関すること。 七 土地等の取得及び使用並びに損失補償に関すること。（他課の分掌に属するものを除く。） 八 登記の嘱託に関すること。（他課の分掌に属するものを除く。） 九 電気及び機械設備の工事の計画、調査、設計及び施行に関すること。 十 電気及び機械設備の維持管理及び改良に関すること。

	十一 電気及び機械設備の保安に関すること。 十二 電気及び機械設備の高度化、近代化、情報セキュリティに関すること。 十三 電気関係報告規制の規定による諸報告に関すること。 十四 給電業務に関すること。 十五 所管に係る許認可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。 十六 所管に係る予算に関すること。 十七 所管に係る国庫補助金に関すること。 十八 企業債の技術的事項に関すること。 十九 その他土木技術に関すること。

第七条第三項の表自然エネルギー事業化担当室長の項を削る。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業管理規程第二号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に、「経営企画戦略副課長」を「経営企画課副課長」に、「経営企画戦略課課長補佐（予算経理担当）」を「経営企画課課長補佐（政策調整・予算経理担当）」に改める。

第三条三項中「課長補佐（予算経理担当）」を「課長補佐（政策調整・予算経理担当）」に改める。

第十五条中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

第四十条の三表中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に、「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第六十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第六十五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第七十一条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第七十四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第七十五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第九十三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第九十四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第一百九条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第一百九条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十一条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十三条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十四条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十八条の二中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百二十九条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百三十条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二百三十四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2 改正後の徳島県企業局財務規程の様式に相当する改正前の徳島県企業局財務規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県企業管理規程第三号

徳島県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局公印規程の一部を改正する規程

徳島県企業局公印規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第五条第二項及び第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第七条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

様式第三号の規定中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業管理規程第四号

徳島県企業局監察職員設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局監察職員設置規程の一部を改正する規程

徳島県企業局監察職員設置規程（平成二十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局被服等貸与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業管理規程第六号

徳島県企業局公舎管理規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加藤 弘道

徳島県企業局公舎管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局公舎管理規程（平成十四年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業管理規程第七号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程

徳島県企業局車両管理規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第八条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十七条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十一条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十二条第二項及び第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十七条中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

第二十八条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十九条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業管理規程第八号

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

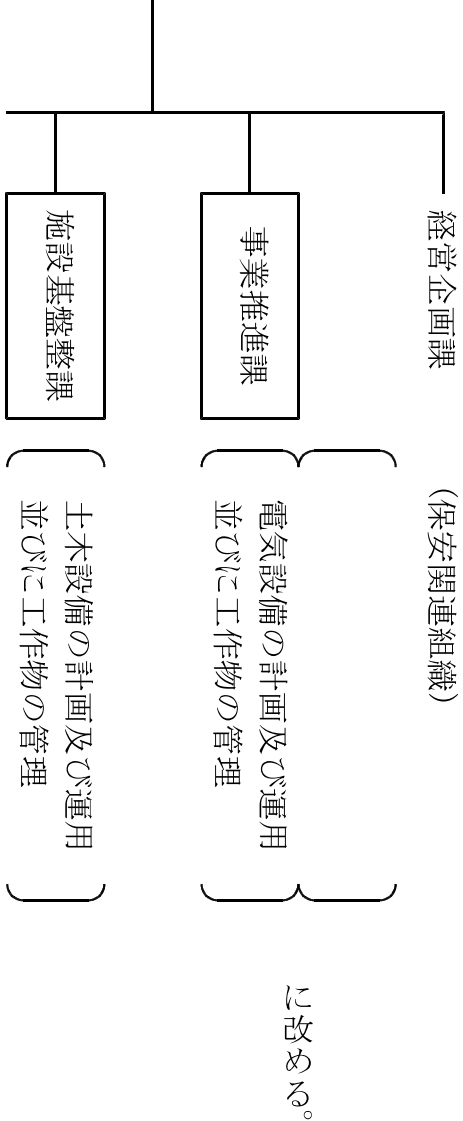
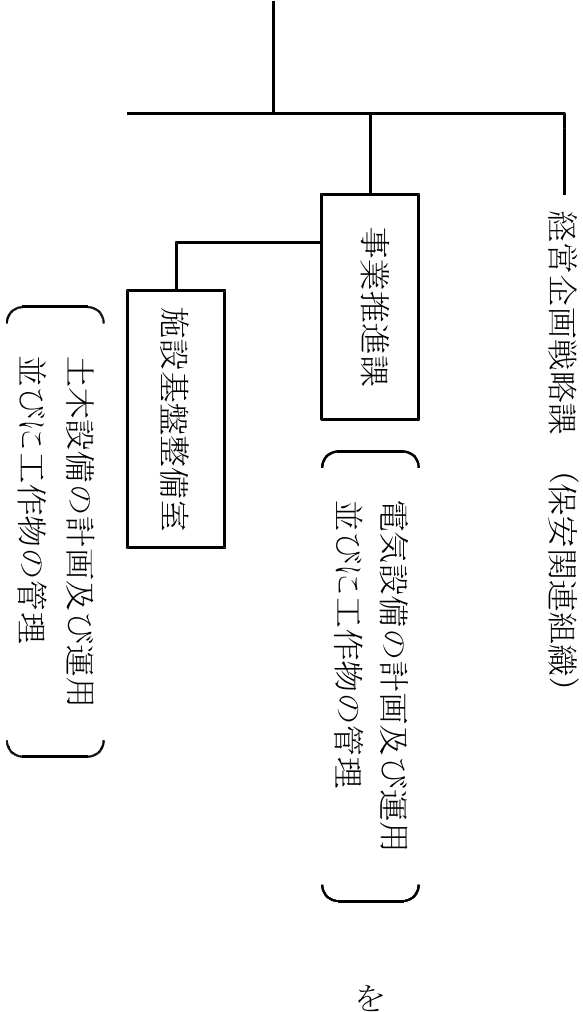
徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

徳島県企業局電気工作物保安規程（平成十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

別表第一中



附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業管理規程第九号

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県企業局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二「技能労務」の項中「1級29号條」を「1級13号條」に、「1級41号條」を「1級25号條」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業局訓令第1号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道
徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表中局長の項の「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。
附則中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

別表第二の二の課内室長の共通専決事項の六号を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十八項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改め、経営企画課長の専決事項の十六号を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とする。

別表第三の事業推進課長の専決事項に次のとおり加える。

十 徳島県工業用水道事業供給規程第十六条の規定による超過使用水量の認定及び通知

別表第三に施設基盤整備課長の専決事項を次のとおり加える。

施設基盤整備課長の専決事項

- 一 作業補助員の雇用（同一人について一箇月に五日以内であるものに限る。）
- 二 資産の処分及び貸付け（一件五百万円未満のものに限る。）
- 三 請負対象額が一件五千万円未満の工事の施行
- 四 請負対象額が一件五千万円未満の工事の予定価格の決定
- 五 請負対象額が一件五千万円未満の委託業務の検査
- 六 構築物及び建物の保守点検契約の締結（予定価格が一件五百万円未満のものに限る。）
- 七 電気及び機械設備の保守点検契約の締結（予定価格が一件五百万円未満のものに限る。）
- 八 徳島県企業局直営工事施行規程の規定による直営工事の施行（一件五千万円未満のものに限る。）
- 九 徳島県企業局企業職員給与規程に規定する用地取得等交渉業務に従事することの命令

十 徳島県企業局電気工作物保安規程第十条の規定による保安教育の実施
別表第三の二を次のように改める。

別表第三の二（第六条の三関係）

課内室長の個別専決事項

自然エネルギー・地域貢献室長の専決事項

一 徳島県企業局電気工作物保安規程第十条の規定による保安教育の実施
別表第四財務関係事項その二支出負担行為の表中

「 」 「 」 「 」 「 」

経営企画
戦略課長

を

経営企画
課長

に、

事業推進課長

を

事業推進課長
施設基盤整備課

に、

収益的支出の9被服費、11潤滑油脂費、14備消品費、16補償費、17賃借料、19交付金、
20負担金、21水利使用料、37雑費の項を次のように改める。

一 収益的支出	9 被服費	11 潤滑油脂費	14 備消品費	16 補償費	17 賃借料	19 交付金
	五百万円以上	五百万円以上	五百万円以上	五百万円以上	五百万円以上	二千万円以上
	五百万円未満	五百万円未満	五百万円未満	五百万円未満	五百万円未満	二千万円未満
				五百万円未満	五百万円未満	二千万円未満
	百万円未満	百万円未満	百万円未満	百万円 (定例的な補償に係るもの にあつては五 百万円)未満	百万円 (定例的な賃借に係るもの にあつては五 百万円)未満	

20 負担金	21 水利使用料	37 雑費
		百万円以上
		百万円未満
		百万円未満
		二十万円未満

別表第四財務関係事項その二支出負担行為の表中流動資産（勘定科目）の2貯蔵品の項を次のように改める。

四 流動資産（勘定科目）	2 貯蔵品
	五百万円以上
	五百万円未満
	百万円未満

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業局訓令第2号

局 中 一 般

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局職員服務規程（昭和四十一年徳島県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び五項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第四条第四項及び六項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第六条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十五条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十五条の二第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十二条の二中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

様式第十号の二及び様式第十一号の四の規定中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

「に改める。 附 則

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業局訓令第3号

局 中 一 般

徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局公文書管理規程（平成二十三年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第六条第二項二号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十一条第二項三号及び第三項三号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十二条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十四条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十六条第四項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十九条及び同条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十一条中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に、同条第三項中「経営企画戦略課

第二十二条二号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十四条二号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に、同条第四項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に、同条第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第二十九条第三項及び第四項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十二条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十三条並びに同条第二項及び第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十四条並びに同条第二項及び第五項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十六条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十七条第二項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十八条並びに同条第二項及び第三項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第三十九条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業局訓令第四号

局 中 一 般

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局安全衛生規程（昭和六十二年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改める。

第二条第二号中「事業推進課」を「事業推進課及び施設基盤整備課」に改める。

第二条第三号中「事業推進課長」を「課長」に改める。

第十条第八項中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県企業局訓令第五号

局 中 一 般

企業職員の人事評価及び自己申告制度実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県企業局長 加 藤 弘 道

企業職員の人事評価及び自己申告制度実施規程の一部を改正する訓令

企業職員の人事評価及び自己申告制度実施規程（昭和四十六年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第八条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

第十条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表を次のように改める。

職	組織	職務
主査	本局の課等	上司の命を受け、高度の知識又は経験が必要とする事務に従事する。
主任	本局の課等	上司の命を受け、相当の知識又は経験が必要とする事務に従事する。

第八条第二項の表中「副部長」の次に次のように加える。

主任医長	必要な医療局	上司の命を受け、指定された科の相当の知識又は経験が必要とする業務に従事する。
------	--------	--

第九条の表を次のように改める。

職	組織	職務
医療技術企画員	病院	上司の命を受け、医療技術局等の業務に関し特に命ぜられた事項を処理し、又は高度の専門的な知識若しくは経験が必要とする業務に従事する。
看護局長補佐	病院	上司の命を受け、看護局の業務に関し特に命ぜられた事項を処理し、又は高度の専門的な知識若しくは経験が必要とする業務に従事する。
主査	病院	上司の命を受け、高度の知識又は経験が必要とする事務に従事する。
主席	病院	上司の命を受け、特に命ぜられた相当の知識又は経験を必要とする事務に従事する。

主任	病院	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務に従事する。
技術主任	病院	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする技術に従事する。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第二号

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局病院事業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「（第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条に次の一項を加える。

3 管理者は、職員（管理者が定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、管理者が定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第五条中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 管理者は、次に掲げる場合には、管理者の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。

二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第八条第一項中「のある職員」の下に「（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加え、同条第二項中「以下この項及び次条第四項」を「次条」に改め、「のある職員が管理者が定めるところにより当該子を養育する」を削り、「、「要介護者のある職員が管理者が定めるところにより」を「第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子

を養育する」とあるのは「」に改める。

第九条第三項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前三項」に改め、「とあり、並びに前項中「三歳に満たない子のある職員が管理者が定めるところにより当該子を養育する」「を削り、「同項」を「前項」に改める。

第十条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十一条中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十四条第一項中「者で」を「者（第十八条の二第一項において「配偶者等」という。）で」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことについての申出があつた場合における措置等）

第十八条の二 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の三 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第三号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次の一号を加える。

八 病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に専ら従事することを命じられ、当該業務に従事したとき。

第十条第十項を第十一項とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「その勤務が」を「その勤務（同項第一号に掲げる場合に係る勤務を除く。）が」に、「四千五百五十円」を「五千五十円」に、「四百百円」を「四千六百円」に、「二千九百五十円」を「三千三百五十円」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号の規定にかかわらず、その勤務（同項第二号から第四号に掲げる場合に係る勤務を除く。）が一月につき四回を超える場合におけるその超える勤務に係る医療等業務手当の額は、その勤務一回につき一万三百円とする。

第十条第二項中「次項及び第四項」を「次項から第五項まで」に改める。
第十条に次の一項を加える。

12 医療等業務手当（第一項第八号に掲げる場合に係るものに限る。）の額は、その勤務一回につき、一万一千五百円とする。

第十四条第一項及び第二項中「第十条第一項第一号」の下に「及び第八号」を加える。
附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第十五条第二項」を「第十五条第一項及び第二項」に改め、同項第一号中「歯科医師法」の下に「（昭和二十三年法律第二百二号）」を加える。

別表第一イの表中
3 専門員の職務
を「2 係長の職務」に改め、「又は政策調査
係」を削り、同表口の表中「医師の職務」を「1 主任医師の職務」に改める。
2 医師の職務

別表第三本局の項中

課長 政策調査幹	三種
-------------	----

を

課長	三種
----	----

に改め、

副院長（地域連携・診療部門担当） 副院長（働き方改革・救急医療担当） 副院長（研修・教育担当） 事務局長	二種
副院長（経産・医療DX担当） 副院長（看護部門統括担当） 医療局長 薬剤局長 医療技術局長 看護局長 事務局次長	三種

同表中央病院の項中

を

副院長 事務局長	二種
医療局長 薬剤局長 医療技術局長 看護局長 事務局次長	三種

に定める

病院長	一種
事務局長	二種

同表海部病院の項中

を

病院長 事務局長	二種
-------------	----

に定める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第四号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「午後一時まで」の下に、「（勤務時間規程第六条第二項第二号又は第三号の規定に該当する場合は、同項の規定に基づき管理者が別に定めるところにより休憩時間として定める一時間）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 勤務時間規程第三条第三項の規定の適用を受ける職員の勤務時間については同項の規定により管理者が当該職員ごとに定める勤務時間とし、当該職員の休憩時間については勤務時間規程第六条の規定による勤務時間の割振り等の基準に適合するように行われた当該職員からの申告を考慮して管理者が定める休憩時間とする。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）第四条第五項の規定により口頭により命ずる場合は、この限りでない。

第十条第三項中「をもつて」を「により」に、「休日及び」を「勤務時間規程第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、勤務時間規程第十九条第二項に規定する超勤代休日、休日並びに」に改める。

第十四条第一項中「請求をする」を「請求をしようとする」に改める。

第三十一条の見出しを、「（運転免許の確認等）」に改め、同条第一項中「原本に限る」を「運転免許を現に受けていることを証するに足りる書類又は電磁的記録を含む」に、「免許証の」を「運転免許の」に改め、同条第二項中「運転免許証」を「当該運転免許」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県病院局管理規程第五号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「医師法」を「徳島県立中央病院において医師法」に改め、「第十六条の二第二項」の下に「又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項」を、「臨床研修」の下に「（以下「臨床研修」という。）」「を、「受けている医師」の下に「及び歯科医師」を加え、同条第三項中「の期間」を「の期間の区分」に改め、「職員の」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、臨床研修を受けている医師又は歯科医師であるフルタイム会計年度任用職員（初任給調整手当を支給される者に限る。）の初任給調整手当については、その支給期間は一年とし、その月額採用の日以後の期間の区分が一年未満の場合に職員給与規程別表第五に定める額として得られる額に職員給与規程第四条の三の規定の例により得られる額を合わせて得た額とする。

別表第二ホの表中「「第13号欄」を「第1号欄」に、「第45号欄」を「第29号欄」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第八号

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表政策調査幹の項、競技力向上推進幹の項、主任専門員の項及び専門員の項を削る。

第二十条の見出しを「分掌事務」に改める。

第三十四条の表主任専門員の項及び専門員の項を削る。

第三十七条の表徳島県教育振興審議会の項の次に次のように加える。

徳島県教育職員免許状再授与審査会	教職員課
------------------	------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

徳島県人事委員会規則一―二一

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

一 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項

二 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項

三 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項

四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項

五 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項

六 学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項

七 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年十一月四日公布）附則第二項

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六一五）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総務事務システム（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理」を「人事給与システム（職員の人事管理、給与計算等」に改め、「以下同じ。」を削る。

第七条第二項第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第十一条の二第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十一条の四第二項中「総務事務システム」の下に「（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五条の二第二項中「条例第九条の四第三項第一号」を「条例第九条の四第三項」に、「勤務に」を「同条第一項の勤務に」に改め、同条第二項第三号中「給料月額」を「同条第四項（同条第五項の規定が適用される場合を含む。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）の規定による給料月額」に改め、同号イ中「（同条第五項の規定が適用される場合を含む。）」を削り、同号ロ中「一万千円」を「一万円」に、同号ハ中「一万円」を「八千円」に、同号ニ中「八千円」を「六千円」に改める。

第十五条の三第一項に次の一号を加える。

三 任期付研究員条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員 次に掲げる当該第一号任期付研究員が受ける同項の給料表の号俸又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 六千円

ロ 四号俸及び五号俸 五千円

ハ 二号俸及び三号俸 四千円

ニ 一号俸 三千円

第十五条の三第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第九条の四第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第九条の四第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合
二 条例第九条の四第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合
第十九条の二中「、人事課及び経済産業政策課の課長並びに」を「及び」に改める。

第十九条の四第一項第二号中「（人事課及び経済産業政策課の課長を除く。）」を削る。

第二十六条第二項第八項中「週休日、」を「勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日、同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、」に改める。

第二十八条第一項第一号中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の百五十一・五」を「百分の百四十九」に、

「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に改め、同項第二号中「百分の百十六」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百三十七」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百五十一・五」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の百四・五」を「百分の百二」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改める。

第二十八条の二第二項中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第三十条の次に次の二条を加える。

（給与からの控除）

第三十一条 条例第二十二條第二号の人事委員会規則で定める団体は、同条第三号に規定する職員生活協同組合及び同条第五号に規定する職員団体とする。

2 条例第二十二條第四号の人事委員会規則で定める金融機関は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第一条に規定する労働金庫とする。

第三十二条 条例第二十二條第六号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 県又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体が発行する印刷物（購入について所属において取りまとめを行うものに限る。）の購入代金
- 二 職員の職務に関連する学会その他これに類する団体の会費その他の費用
- 三 職員により構成される団体であつて、職員の福利厚生又は親睦のために組織されたものの会費その他の負担金

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる条例の適用を受けていた者から条例の適用を受けることとなつた職員には、給与から当該各号に掲げるものの額に相当する額を控除して支払うことができる。

- 一 徳島県学校職員給与条例 同条例第二十四条各号に掲げるもの
 - 二 徳島県地方警察職員の給与に関する条例 同条例第二十六条各号に掲げるもの
- 附則に次の二項を加える。

（令和六年改正条例附則第六項の規定が適用される間の読替え）

3 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第五条の五第一項中「条例第六条第一項」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年条例第五十三号）附則第六項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第六条第一項に規定する職務の等級が行政職給料表の九級に相当する職員として」と、第五条の五第二項、第六条第一項、第七条第一項及び第七条第二項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年条例第五十三号）附則第六項の規定により読み替えられた条例第六条第一項に規定する職務の等級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第五条の五第一項及び第二項に規定する職員とする。

様式第一号の裏中「繰上、繰下」を「繰上」に、「繰下、繰上」を「繰下」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六―六）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「在外公館は、」の下に「在タイ日本国大使館、在大韓民国日本国大使館、在英国日本国大使館及び」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六一〇）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二号中「就業手当又は」を削る。

第二十八条第一項中「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第十六号による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号」に、「様式第十七号に」を「様式第十六号に」に、「様式第十七号の二」を「様式第十七号」に改める。

様式第十六号及び様式第十七号を次のように改める。

様式第 16 号 (第 28 条関係) (表面)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-----	----	--	----	---	--------

事業主の証明	就職先の事業所 (開始した事業)	名 称		事業所番号	
		所 在 地	(電話)		
		事業の種類			
	雇 入 年 月 日 (事業開始年月日)	年 月 日	採 用 内 定 年 月 日	年 月 日	
	職 種		一週間の所定労働時間		時間 分
	賃 金 月 額	万 千円	雇 用 期 間	イ 定めなし → 年 月 日まで □ 定めあり (年 カ月) 契約更新状況(イ 有 □ 無) 1年を超えて更新する見込み (イ 有 □ 無)	
上記の記載事実 zu 誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)					

の雇入年月日又は事業開始年月日前 3 年間に おける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の支給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 □ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。												
退職手当の支給に関する規則第 28 条第 1 項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 任命権者職・氏名 殿													
処 理 欄	<table border="1"> <tr> <td>所 定 給 付 日 数</td> <td></td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>支 給 残 日 数</td> <td></td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>支 給 金 額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>支 給 決 定 年 月 日</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	所 定 給 付 日 数		日	支 給 残 日 数		日	支 給 金 額		円	支 給 決 定 年 月 日		年 月 日
所 定 給 付 日 数		日											
支 給 残 日 数		日											
支 給 金 額		円											
支 給 決 定 年 月 日		年 月 日											
	備 考												

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第 16 号（裏面）

注意事項

- 1 この申請書は， 欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して 1 箇月以内に，申請者の所属していた元の任命権者に提出すること。
- 2 この申請書には，受給資格証を添えること。
- 3 雇用された受給資格者にあつては， から までの欄に記入し，事業を開始した受給資格者にあつては， から まで及び の欄に記載すること。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には，以後，失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく，不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ，また詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 欄は，該当する記号を○で囲むこと。また，「口 定めあり」を○で囲んだ場合には，その雇用期間を具体的に記載するとともに，契約更新条項の有無及び 1 年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 6 欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 7 事業主は， 欄の証明を行うとともに，速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には，不正に受給した者と連帯して，不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ，また詐欺罪として処罰されることがある。
- 9 印欄には，記載しないこと。

記 載 欄

様式第 17 号（第 28 条関係）（表面）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書
（必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。）

1. 氏名			2. 受給資格証番号		
3. 住所	〒				
4. 就職先の事業所	名 称			事業所番号	- -
	所在地	〒 (電話番号)			
5. 一週間の所定労働時間	時間	分	6. 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万 千円	
7. 雇用期間中の賃金支払状況					
賃金支払対象期間	の 基礎 日数	賃金額			備考
		㊦	㊧	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8. 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)					
9. 退職手当の支給に関する規則第 28 条第 1 項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者職・氏名 殿 申請者氏名					
備考					

（注）記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第 17 号（第 28 条関係）（裏面）

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して 6 ヶ月に至った日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に、原則として、申請者の所属していた元の任命権者に提出すること。
- 2 この申請書は、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては 1 欄から 3 欄まで及び 9 欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては 4 欄から 8 欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1 欄から 3 欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
申請者の記載事項
9 欄の申請者氏名については、記名により記載すること。
事業主の記載事項
ア 5 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から 6 ヶ月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
イ 6 欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。
ウ 7 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が 1 歴月中に 2 回以上ある者については各歴月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については歴月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
エ 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

記 載 欄

様式第十七号の二を削り、様式第十八号の表面を次のように改める。

様式第 18 号 (第 28 条関係) (表面)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

申請者	氏名		住所	〒	(電話)
-----	----	--	----	---	--------

事業主の証明	就職先の事業所 (開始した事業)	名 称		事業所番号	
		所 在 地	(電話)		
		事業の種類			
	雇 入 年 月 日 (事業開始年月日)	年 月 日	採 用 内 定 年 月 日	年 月 日	
	職 種		一週間の所定労働時間		
	賃 金 月 額	万 千 円	雇 用 期 間	イ 定めなし → 年 月 日まで □ 定めあり (年 カ月) 契約更新状況 (イ 有 □ 無) 1 年を超えて更新する見込み (イ 有 □ 無)	
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (法人のときは名称及び代表者氏名)					

の雇入年月日又は事業開始年月日前 3 年間ににおける就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 □ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
退職手当の支給に関する規則第 28 条第 1 項の規定により上記のとおり常用就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者職・氏名 殿 申請者氏名	
備考	
処理欄	支給金額 円 支給決定年月日 年 月 日

(注) 記載内容について、記載した方に直接確認する場合があります。

様式第二十三号から様式第二十八号までの裏面中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第二十三号から様式第二十八号までの改正規定については、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の退職手当の支給に関する規則様式第二十三号から様式第二十八号までの規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者となす。

3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

坂 田 千代子

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(規則六一―一二)の一部を次のように改正する。

別表第一中住宅課建築指導室、東部県土整備局及び総合県民局の項の項名を「住宅課、東部県土整備局及び総合県民局」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則(規則六一―一二)の一部を改正する規則(令和四年十一月四日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則六―一三）の一部を次のように改正する。

第六条中「東部保健福祉局」を「安全衛生課、畜産振興課、東部保健福祉局」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六一―四）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「別表第七の二」を「別表第七の二イ」に、「昇給号俸数表」を「行政職給料表七級以下職員等昇給号俸数表」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十九条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

第三十九条の二 一般職員給与条例第十四条第七項第二号の人事委員会で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
- 三 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの
- 四 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中

専門員	専門員
専門員	専門員

を

車庫長

に、

管理主事	専門員
------	-----

を「管理主事

管理主事

主任専門員	主任専門員
工事検査員	工事検査員

を

広報室長	広報室長
工事検査員	工事検査員

に、

主任	主任
班長	班長

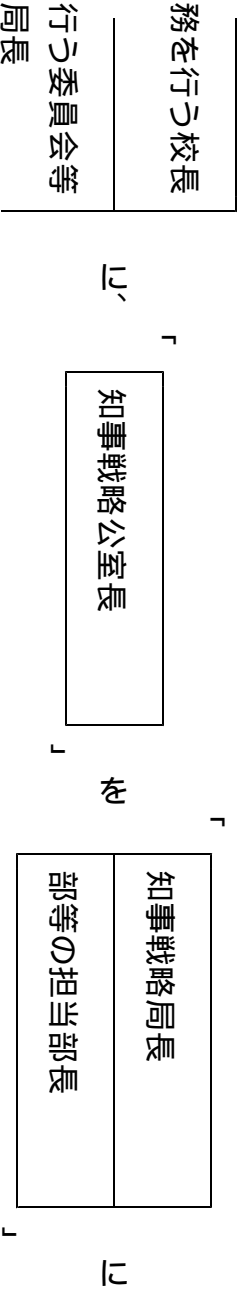
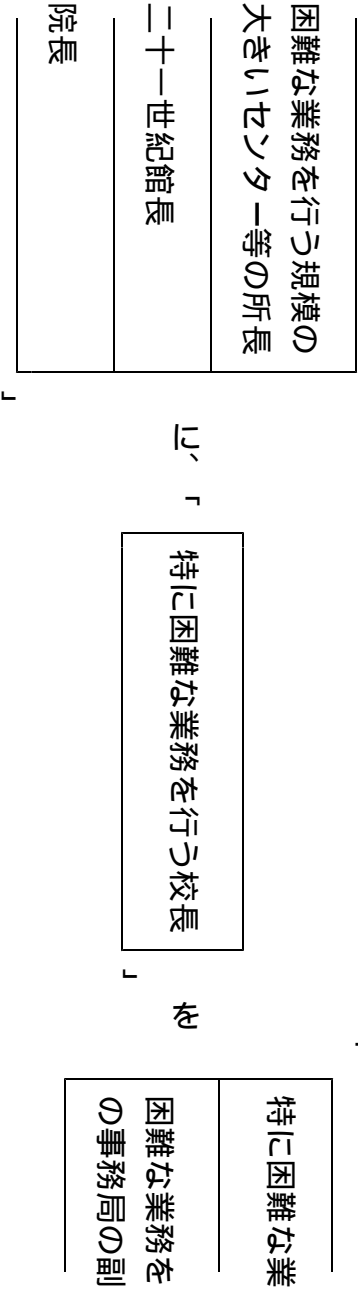
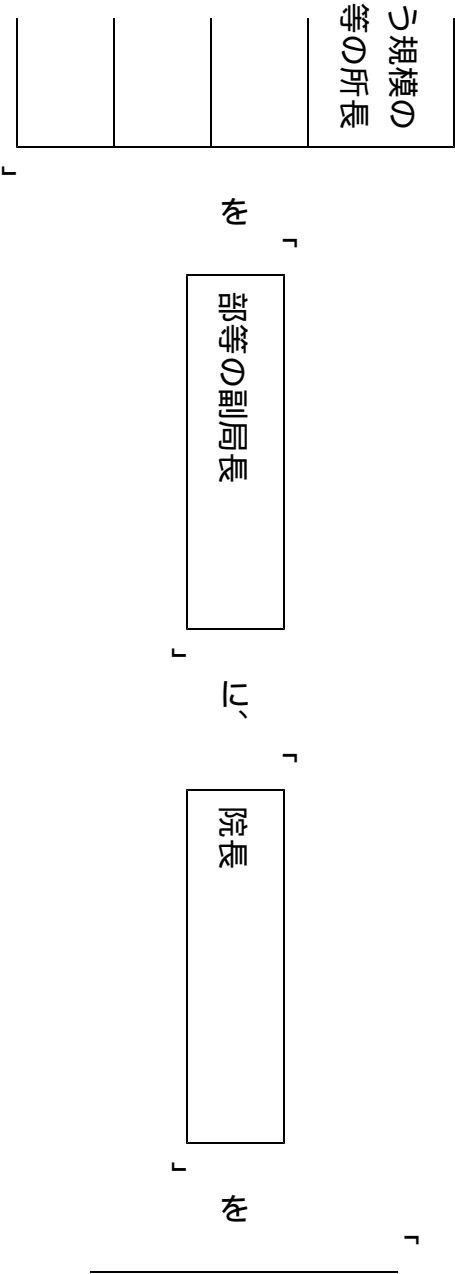
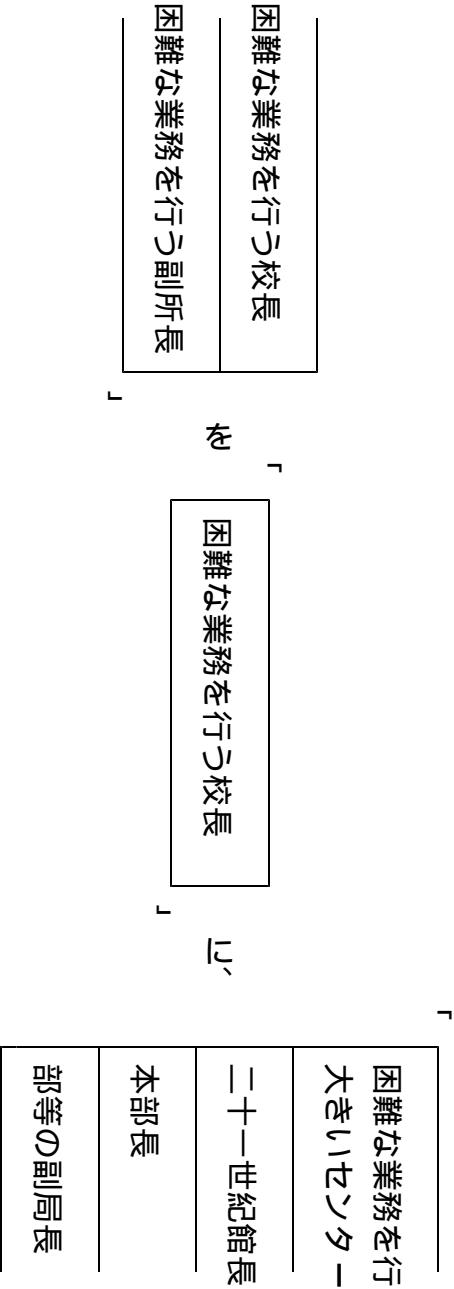
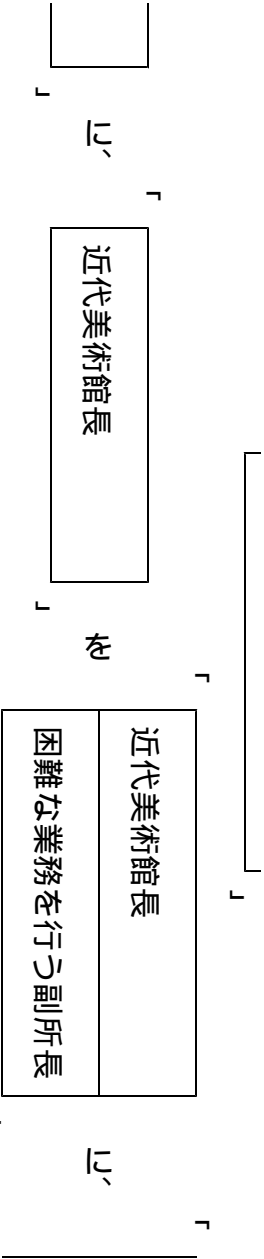
専門員	専門員
-----	-----

を

班長

に、

副本部長	副本部長
室長	室長
政策調査幹	政策調査幹



」

改め、同別表の水医療職給料表(三等級別職務区分表中

」
副副知

を

総合県民局の副部長
副局長

に改め、同別表のへ特定獣医師職給料表等級別職務区分表中

」	」	」
部長	部等の担当課長	副課長
次長	センター等の次長	副課長
」	」	」
を	に	所長

」	」
を	部等の次長
	部等の課長
	所長
」	」

に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四 経験年数換算表（第七条関係）

経歴		換算率
県，国，他の地方公共団体，旧公共企業体，政府関係機関，外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100 / 100
	その他の期間	100 / 100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100 / 100以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 / 100以下
	その他の期間	25 / 100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び高等学校等教育職給料表又は小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は，50 / 100以下）

別表第五を次のように改める。

別表第五 修学年数調整表（第八条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分		
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年
専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年
大学 6 卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年
大学 4 卒	16年		+ 2年	+ 4年
短大 3 卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年
短大 2 卒	14年	- 2年		+ 2年
短大 2 卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年
高校 3 卒	12年	- 4年	- 2年	
高校 2 卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年
中学卒	9 年	- 7年	- 5年	- 3年

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については，それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は，学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を，「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 等級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については，当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて，その者の有する学歴免許等の資格についての当該等級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において，その年数が正となるときはその年数は加える年数とし，その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修学年限が4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については，学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもつて，この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について人事委員会が別段の定めをした職員については，人事委員会が定める修学年数及び調整年数をもつて，この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第七及び別表第七の二を次のように改める。

別表第七 昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ 行政職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸								
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	1	2	
3	1	1	1	1	1	1	1	3	
4	1	1	1	1	1	1	1	4	
5	1	1	1	1	1	1	1	5	
6	1	1	1	1	1	1	1	5	
7	1	1	1	1	1	1	1	5	
8	1	1	1	1	1	1	1	5	
9	1	1	1	1	1	1	1	5	
10	1	1	1	1	2	1	1		
11	1	1	1	1	3	1	1		
12	1	1	1	1	4	1	1		
13	1	1	1	1	5	1	2		
14	1	1	1	1	6	2	2		
15	1	1	1	1	7	3	2		
16	1	1	1	1	8	4	2		
17	1	1	1	1	9	5	2		
18	1	1	1	1	10	6	3		
19	1	1	1	1	11	7	3		
20	1	1	1	1	12	8	3		
21	1	1	1	1	13	9	3		
22	1	2	2	2	14	10	4		
23	1	3	3	3	15	11	4		
24	1	4	4	4	16	12	4		
25	1	5	5	5	17	13	4		
26	1	6	6	6	18	14	4		
27	1	7	7	7	19	15	4		
28	1	8	8	8	20	16	4		
29	1	9	9	9	21	17	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		

37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			

77		31	45	43	61	39			
78		32	46	44	62	39			
79		32	46	44	62	39			
80		32	46	44	62	39			
81		33	46	45	63	40			
82		33	46	45	64	40			
83		33	47	45	65	40			
84		34	47	45	66	40			
85		34	47	46	67	41			
86		34	47	46					
87		35	47	46					
88		35	48	46					
89		35	48	47					
90		36	48	47					
91		36	48	47					
92		36	48	47					
93		37	49	47					
94			49	47					
95			49	47					
96			49	48					
97			49	48					
98			50	48					
99			50	48					
100			50	48					
101			50	48					
102			50	48					
103			51	49					
104			51	49					
105			51	49					
106			51	49					
107			51	49					
108			52	49					
109			52	49					
110			52						
111			52						
112			52						
113			52						
114			52						
115			52						
116			52						

117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

□ 研究職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	
10	1	1	1	1	
11	1	1	1	1	
12	1	1	1	1	
13	1	1	1	2	
14	1	1	1	2	
15	1	1	1	2	
16	1	1	1	2	
17	1	1	1	2	
18	1	1	1	2	
19	1	1	1	2	
20	1	1	1	3	
21	1	1	1	3	
22	1	1	1	3	
23	1	1	1	3	
24	1	1	1	3	
25	1	1	1	3	
26	2	1	2	3	
27	3	1	3	4	
28	4	1	4	4	

29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	

69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		

109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

ハ 医療職給料表(一)昇格時号/俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号/俸	昇格後の号/俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2

25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5

65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

二 医療職給料表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1

17	1	1	5	1	1	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2	1	1
23	3	3	11	3	3	3	1	1
24	4	4	12	4	4	4	1	1
25	5	5	13	5	5	5	1	1
26	6	6	14	6	6	5	1	1
27	7	7	15	7	7	6	1	1
28	8	8	16	8	8	6	1	1
29	9	9	17	9	9	7	1	1
30	10	10	18	10	10	7	1	1
31	11	11	19	11	11	8	1	1
32	12	12	20	12	12	8	1	1
33	13	13	21	13	13	9	1	1
34	14	14	22	14	14	9	1	1
35	15	15	23	15	15	9	1	1
36	16	16	24	16	16	9	1	1
37	17	17	25	17	17	9	1	1
38	18	18	26	18	18	9		
39	19	19	27	19	19	10		
40	20	20	28	20	20	10		
41	21	21	29	21	21	10		
42	22	22	30	22	21	10		
43	23	23	31	23	21	10		
44	24	24	32	24	22	10		
45	25	25	33	25	22	11		
46	25	26	34	25	22	11		
47	26	27	35	26	23	11		
48	26	28	36	26	23	11		
49	27	29	37	27	23	11		
50	27	30	38	27	24	11		
51	28	31	39	28	24	12		
52	28	32	40	28	24	12		
53	29	33	41	29	25	12		
54	29	34	42	29	25			
55	30	35	43	30	26			
56	30	36	44	30	26			

57		31	37	45	31	27		
58		31	38	46	31	27		
59		32	39	47	32	28		
60		32	40	48	32	28		
61		33	41	49	33	28		
62		33	42	50	33	28		
63		34	43	51	33	28		
64		34	44	52	34	29		
65		35	45	53	34	29		
66		35	46	54	34	29		
67		36	47	55	35	29		
68		36	48	56	35	29		
69		37	49	57	35	30		
70		37	49	57	36	30		
71		38	50	58	36	30		
72		38	50	58	36	30		
73		39	51	59	37	30		
74		39	51	59	37	31		
75		40	52	60	37	31		
76		40	52	60	37	31		
77		41	53	61	38	31		
78		41	53	61	38			
79		41	53	62	38			
80		42	54	62	38			
81		42	54	63	39			
82		42	54	63	39			
83		43	55	64	39			
84		43	55	64	39			
85		43	55	65	39			
86			56	66	40			
87			56	67	40			
88			56	68	40			
89			56	69	40			
90			56	69	40			
91			57	70	41			
92			57	70	41			
93			57	70	41			
94			57	70	41			
95			57	70	41			
96			58	70	42			

97		58	70	42			
98		58	70	42			
99		58	70	42			
100		58	70	42			
101		59	70	43			
102		59	70				
103		59	70				
104		59	70				
105		59	70				
106			70				
107			70				
108			70				
109			70				

ホ 医療職給料表(三)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4

25		9	1	13	5	1	5
26		10	1	14	6	2	6
27		11	1	15	7	3	7
28		12	1	16	8	4	8
29		13	1	17	9	5	9
30		14	2	18	10	6	10
31		15	3	19	11	7	11
32		16	4	20	12	8	12
33		17	5	21	13	9	13
34		18	6	22	14	10	14
35		19	7	23	15	11	15
36		20	8	24	16	12	16
37		21	9	25	17	13	17
38		22	10	26	18	14	18
39		23	11	27	19	15	19
40		24	12	28	20	16	20
41		25	13	29	21	17	20
42		26	14	30	22	17	20
43		27	15	31	23	18	20
44		28	16	32	24	18	20
45		29	17	33	25	19	21
46		30	18	34	26	19	21
47		31	19	35	27	20	21
48		32	20	36	28	20	21
49		33	21	37	29	21	21
50		34	22	38	30	21	22
51		35	23	39	31	22	22
52		36	24	40	32	22	22
53		37	25	41	33	23	22
54		38	26	42	34	23	22
55		39	27	43	35	24	23
56		40	28	44	36	24	23
57		41	29	45	37	25	23
58		41	30	46	38	25	
59		42	31	47	39	26	
60		42	32	48	40	26	
61		43	33	49	41	27	
62		43	34	50	42	27	
63		44	35	51	43	28	
64		44	36	52	44	28	

65		45	37	53	45	29	
66		46	38	54	45	29	
67		47	39	55	46	29	
68		48	40	56	46	29	
69		49	41	57	47	29	
70		50	42	58	47	29	
71		51	43	59	48	30	
72		52	44	60	48	30	
73		53	45	61	49	30	
74		54	46	62	50	30	
75		55	47	63	51	30	
76		56	48	64	52	30	
77		57	49	65	53	31	
78		58	50	66	53	31	
79		59	51	67	54	31	
80		60	52	68	54	31	
81		61	53	69	55	31	
82		62	54	70	55	31	
83		63	55	71	56	32	
84		64	56	72	56	32	
85		65	57	73	57	32	
86		65	58	74	57		
87		66	59	75	58		
88		66	60	76	58		
89		67	61	77	59		
90		67	62	78	59		
91		68	63	79	60		
92		68	64	80	60		
93		69	65	81	60		
94		70	66	81	60		
95		71	67	82	61		
96		72	68	82	61		
97		73	69	83	61		
98		74	70	83	61		
99		75	71	84	62		
100		76	72	84	62		
101		77	73	85	62		
102		77	74	86	62		
103		78	75	87	63		
104		78	76	88	63		

105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				
142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				

145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

へ 特定獣医師職給料表昇格時号/俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号/俸	昇格後の号/俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	1	1	
11	1	1	1	1	1	
12	1	1	1	1	1	

13		1	1	1	1	2	
14		1	1	1	1	2	
15		1	1	1	1	2	
16		1	1	1	1	2	
17		1	1	1	1	2	
18		1	1	2	2	3	
19		1	1	3	3	3	
20		1	1	4	4	3	
21		1	1	5	5	3	
22		1	2	6	5	4	
23		1	3	7	6	4	
24		1	4	8	6	4	
25		1	5	9	7	4	
26		1	6	10	7	4	
27		1	7	11	8	4	
28		1	8	12	8	4	
29		1	9	13	9	5	
30		1	10	14	9	5	
31		1	11	15	10	5	
32		1	12	16	10	5	
33		1	13	17	11	5	
34		1	14	18	11	5	
35		1	15	19	12	5	
36		1	16	20	12	5	
37		1	17	21	13	5	
38		2	18	22	13	5	
39		3	19	23	13	5	
40		4	20	24	13	5	
41		5	21	25	14	5	
42		6	21	26	14	5	
43		7	22	27	14	5	
44		8	22	28	14	5	
45		9	23	29	15	5	
46		10	23	29	15		
47		11	24	29	15		
48		12	24	30	15		
49		13	25	30	15		
50		13	25	30	15		
51		14	26	31	15		
52		14	26	31	15		

53	15	27	31	15		
54	15	27	32	15		
55	16	28	32	15		
56	16	28	32	16		
57	17	29	33	16		
58	18	29	33	16		
59	19	29	34	16		
60	20	30	34	16		
61	21	30	35	16		
62	21	30	35	16		
63	22	30	36	16		
64	22	30	36	16		
65	23	31	36	16		
66	23	31	36			
67	24	31	36			
68	24	31	36			
69	25	31	36			
70	25	32	36			
71	26	32	36			
72	26	32	36			
73	27	32	36			
74	27	32	36			
75	28	33	36			
76	28	33	36			
77	29	33	36			
78	29		36			
79	29		36			
80	30		36			
81	30		36			
82	30					
83	31					
84	31					
85	31					
86	32					
87	32					
88	32					
89	33					
90	33					
91	34					
92	34					

ト 高等学校等教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1

37	17	1	9	1
38	18	1	10	1
39	19	1	11	1
40	20	1	12	1
41	21	1	13	1
42	22	2	14	2
43	23	3	15	3
44	24	4	16	4
45	25	5	17	5
46	25	6	18	6
47	26	7	19	7
48	26	8	20	8
49	27	9	21	9
50	27	10	22	9
51	28	11	23	10
52	28	12	24	10
53	29	13	25	11
54	29	14	26	11
55	30	15	27	12
56	30	16	28	12
57	31	17	29	13
58	31	18	30	13
59	32	19	31	14
60	32	20	32	14
61	33	21	33	15
62	33	22	34	
63	34	23	35	
64	34	24	36	
65	35	25	37	
66	35	26	38	
67	36	27	39	
68	36	28	40	
69	37	29	41	
70	37	30	42	
71	38	31	43	
72	38	32	44	
73	39	33	45	
74	39	34	46	
75	40	35	47	
76	40	36	48	

77	41	37	49	
78	41	38	50	
79	42	39	51	
80	42	40	52	
81	43	41	52	
82	43	42	52	
83	44	43	53	
84	44	44	53	
85	45	45	53	
86	45	46	54	
87	46	47	54	
88	46	48	54	
89	47	49	55	
90	47	50	55	
91	48	51	55	
92	48	52	56	
93	49	53	56	
94	49	54	56	
95	50	55	57	
96	50	56	57	
97	51	57	57	
98	51	58	57	
99	52	59	57	
100	52	60	58	
101	53	61	58	
102	53	61	58	
103	54	62	59	
104	54	62	59	
105	55	63	59	
106	55	63		
107	56	64		
108	56	64		
109	57	65		
110	57	66		
111	57	67		
112	57	68		
113	58	69		
114	58	69		
115	58	69		
116	58	70		

117	59	70		
118	59	70		
119	59	71		
120	59	71		
121	60	71		
122	60	72		
123	60	72		
124	60	72		
125	61	73		
126	61	73		
127	61	73		
128	61	73		
129	61	73		
130	61	74		
131	62	74		
132	62	74		
133	62	74		
134	62	74		
135	62	75		
136	62	75		
137	63	75		
138	63	75		
139	63	75		
140	63	76		
141	63	76		
142	63	76		
143	64	76		
144	64	76		
145	64	77		
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

チ 小学校中学校教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	1	1	30	1
39	31	1	1	31	1
40	32	1	1	32	1

41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	1	42	1
51	40	1	43	1
52	40	1	44	1
53	41	1	45	1
54	41	2	46	1
55	42	3	47	1
56	42	4	48	1
57	43	5	49	1
58	43	6	50	1
59	44	7	51	1
60	44	8	52	1
61	45	9	53	1
62	45	10	54	2
63	46	11	55	3
64	46	12	56	4
65	47	13	57	4
66	47	14	58	4
67	48	15	59	4
68	48	16	60	4
69	49	17	61	5
70	49	18	62	5
71	50	19	63	5
72	50	20	64	5
73	51	21	65	5
74	51	22	66	6
75	52	23	67	6
76	52	24	68	6
77	53	25	69	6
78	53	26	70	6
79	53	27	71	7
80	54	28	72	7

81	54	29	72	7
82	54	30	72	
83	55	31	72	
84	55	32	72	
85	55	33	72	
86	56	34	72	
87	56	35	72	
88	56	36	72	
89	57	37	72	
90	57	38	73	
91	58	39	74	
92	58	40	75	
93	59	41	75	
94	59	42	76	
95	60	43	77	
96	60	44	78	
97	61	45	79	
98	61	46	80	
99	61	47	81	
100	61	48	81	
101	62	49	81	
102	62	50	81	
103	62	51	81	
104	62	52	81	
105	63	53	81	
106	63	53		
107	63	54		
108	63	54		
109	64	55		
110	64	55		
111	64	56		
112	64	56		
113	65	57		
114	65	58		
115	65	59		
116	65	60		
117	66	61		
118	66	62		
119	66	63		
120	66	64		

121	67	65		
122	67	65		
123	67	66		
124	67	66		
125	68	67		
126		67		
127		68		
128		68		
129		69		
130		69		
131		70		
132		70		
133		71		
134		71		
135		72		
136		72		
137		73		
138		73		
139		73		
140		74		
141		74		
142		74		
143		75		
144		75		
145		75		
146		76		
147		76		
148		76		
149		77		
150		77		
151		77		
152		78		
153		78		
154		78		
155		79		
156		79		
157		79		

リ 公安職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日 に受けていた号俵	昇格後の号俵						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級

[illegible]

41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		

81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				

121		99	102	91	61						
122		99	102	91							
123		100	103	92							
124		100	103	92							
125		101	103	92							
126				92							
127				92							
128				92							
129				92							
130				92							
131				92							
132				92							
133				93							
134				93							
135				93							
136				93							
137				93							
138				94							
139				95							
140				96							
141				96							

備考 これらの表の昇格後の号(奉欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の等級を示す。

別表第七の二 昇給号俸数表（第三十七条関係）

イ 行政職給料表 7 級以下職員等昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8 以上	6	4 (医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの，医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるものにあつては，3)	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

- この表は，行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が 8 級以上であるもの，第 39 条の 2 各号に掲げる職員であるもの以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号俸数は一般職員給与条例第 14 条第 7 項第 1 号，学校職員給与条例第 5 条第 7 項及び警察職員給与条例第 5 条第 7 項第 1 号に規定する職員（以下「昇給抑制職員」という。）以外の職員に，この表に定める下段の号俸数は昇給抑制職員に適用する。

ロ 行政職給料表 8 級以上職員等昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	2	1	0	0	0

備考 この表は，行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が 8 級以上であるもの及び第 39 条の 2 各号に掲げる職員に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- （切替日における昇格、降格した職員の号俸の特例）
- 2 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして第二十三条、第二十四条の規定を適用する。
- （雑則）
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、人事委員会が定める。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六一一七）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四条第一項及び第二項中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改める。

第十条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に、「もの」を「もの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条の見出し中「特別急行列車等」の下に「の利用に係る特別料金等」を加え、第十三条第一項及び第二項中「特別急行列車等に」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改める。

第十五条第二項中「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「もの」の下に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第十六条中「掲げる職員」の下に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第一号中「当該事由」を「当該事由の発生に伴い、当該事由」に改め、「でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同条第二号中「配偶者（」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（」に、「当該住居」を「当該転居後の住居」に、「特別急行列車等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「特別急行列車等」に改める。

第十六条の二第二項中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に、「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が徳島県の休日定め条例（平成元年条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第四項中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改める。

第十七条の二第三項及び第十七条の三第一項第一号中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六―二四）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総務事務システム（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理」を「人事給与システム（職員の人事管理、給与計算等」に改め、「以下同じ。」を削る。

第七条第二項第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第十二条の二第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十二条の四第二項中「総務事務システム」の下に「（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を加える。

第十四条の三第一項中「条例第十四条の二の二第三項第一号」を「条例第十四条の二の二第三項」に改め、「勤務に」を「同条第一項の勤務に」に改める。

第十四条の四第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第十四条の二の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十四条の二の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十四条の二の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

第二十五条第二項第九号中「週休日、」を「勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日、同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、」に改める。

第二十七条第一項第一号中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に改め、同項第二号中「百分の百十六」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第三号中「百分の百四・五」を「百分の百二」に改め、同項第四号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に改める。

第二十七条の二第一項中「百分の五十一・二十五」を「百分の五十」に改める。

第二十九条の次に次の二条を加える。

（給与からの控除）

第三十条 条例第二十四条第二号に規定する人事委員規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- 一 徳島県学校生活協同組合
- 二 法第五十三条の規定に基づく登録を受けた職員団体
- 三 公益財団法人日本教育公務員弘済会徳島支部
- 四 一般社団法人徳島県三好教育会

2 条例第二十四条第四号の人事委員会規則で定める金融機関は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第一条に規定する労働金庫とする。

第三十一条 条例第二十四条第七号に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 県又はその業務が県の事務若しくは事業と密接関連を有する団体が発行する印刷物（購入について所属において取りまとめを行うものに限る。）の購入代金
- 二 学校職員の職務に関連する学会その他これに類する団体の会費その他の負担金
- 三 学校職員により構成される団体であつて、学校職員の福利厚生又は親睦のために組織されたものの会費その他の負担金

四 学校職員のPTA会費

2 前項に掲げるもののほか、職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の適用を受けていた者から条例の適用を受けることとなつた学校職員には、給与から同条例第二十二号各号に掲げるものの額に相当する額を控除して支払うことができる。附則に次の一項を加える。

（令和六年改正条例附則第七項の規定が適用される間の読替え）

3 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第六条第一項、第七条第一項及び第七条第二項中「条例」とあるのは「徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和六年条例第六十二号）附則第七項の規定により読み替えられた条例」とする。

様式第一号の裏中「婚姻、離職」を「離職」に、「離婚、就職」を「就職」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

。学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六―二八）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「合計額」の下に、「（法第二十二條の四第一項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）にあつては、給料の月額。次項及び第五條第二項において同じ。）」を加える。

第六條を次のように改める。

第六條 條例第五條の二第二項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公庫、公団等の職員（人事委員会の定めるものに限る。）

二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十條第一項の規定による採用をされた者

2 條例第五條の二第二項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める学校職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなつた学校職員とする。

3 條例第五條の二第二項の新たにへき地学校等又は同條第一項の規定により人事委員会規則で指定する学校等（以下「指定学校」という。）に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員のうち人事委員会規則で定めるものは、そのへき地学校等又は同項の規定により人事委員会規則で指定する学校等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に当該学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した学校職員とする。

4 條例第五條の二第二項の同條第一項の規定による手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 公益的法人等への職員の派遣等に関する條例（平成十三年徳島県條例第四十五号）第二條第三項第一号に規定する職員派遣（以下「職員派遣」という。）から職務に復帰し、へき地学校等又は指定学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したものの

二 法第二十二條の四第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、へき地学校等又は指定学校に勤務することとなつた学校職員で、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三 新たにへき地学校等又は指定学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員で指定日前三年以内に国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、職員派遣から職務に復帰し、又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

四 法第二十二條の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に勤務していた学校等に引き続き勤務することとなつた学校職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第五条の第二項に規定する新たにへき地学校等又は指定学校に該当することとなつた学校等に勤務する学校職員のうち前項に規定する学校職員に該当するもの

五 法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた学校職員で、当該採用の日の前日に条例第五条の二又は条例第五条の三の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの条の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する学校職員との権衡上必要がある学校職員として人事委員会が認めるもの

5 条例第五条の二又は条例第五条の三の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける学校職員となつてへき地学校等又は指定学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した学校職員、前項第一号又は第二号に規定する学校職員 当該学校職員が給料表の適用を受けることとなつた日、職務に復帰した日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日にへき地学校等又は指定学校に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

二 第三項に規定する学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校等が同項に規定する異動の日前にへき地学校等又は指定学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第三号に規定する学校職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校等が、当該学校職員の給料表の適用を受けることとなつた日、職務に復帰した日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日前にへき地学校等又は指定学校に該当していたものとし、かつ、当該学校職員がその日に当該学校等に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第四号に規定する学校職員 当該学校職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第五号に規定する学校職員 当該学校職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第六号に規定する学校職員 別に人事委員会が定める期間及び額

第十二條第一項第一号イ中「週休日」の下に「、勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（改正後の人事委員会規則六―二八における暫定再任用学校職員に関する経過措置）

第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された暫定再任用学校職員（以下「暫定再任用学校職員」という。）は、法第二十二條の四第一項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則六―二八（以下「改正後の規則六―二八」という。）第三条第二項並びに第五条第二項の規定を適用する。

2 暫定再任用学校職員に対する改正後の規則六―二八第六条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項第二号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは「令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第三号から第五号まで並びに同条第五項第一号及び第三号中「法第二十二條の四第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「暫定再任用学校職員（令和三年改正法附則第九条第二項に規定する暫定再任用学校職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「暫定再任用学校職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 改正後の規則六―二八第六条第四項第一号から第三号までの規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定（以下この条において「法第二十二條の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員について適用する。

2 改正後の規則六―二八第六条第四項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員について適用する。

3 改正後の規則六―二八第六条第四項第五号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第五条の二又は同条の三の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六―四〇）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第十四条の二第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十七条の二第二項中「条例第十六条の二第三項第一号」を「条例第十六条の二第三項に、「勤務に」を「同条第一項の勤務に」に改め、同条第二項第三号中「給料月額」を「同条第四項（同条第五項の規定が適用される場合を含む。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）の規定による給料月額」に改め、同号イ中「（同条第五項の規定が適用される場合を含む。）」を削り、同号ロ中「一千万円」を「一億円」に、同号ハ中「一万円」を「八千円」に、同号ニ中「八千円」を「六千円」に改める。

第十七条の三第一項に次の一号を加える。

三 任期付研究員条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員 次に掲げる当該第一号任期付研究員が受ける同項の給料表の号俸又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 六千円

ロ 四号俸及び五号俸 五千円

ハ 二号俸及び三号俸 四千円

ニ 一号俸 三千円

第十七条の三第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、十六条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、警察職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。
一 条例第十六条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合
二 条例第十六条の二第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合
第二十八条第二項第八号中「週休日、」を「勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日、同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、」に改める。

第三十条第一項第一号中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の百五十一・五」を「百分の百四十九」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に改め、同項第二号中「百分の百十六」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百三十七」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百五十一・五」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の百四・五」を「百分の百二」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改める。

第三十条の二第二項中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（給与からの控除）

第三十三条 条例第二十六条第二号の人事委員会規則で定める団体は、警察職員生活協同組合徳島県支部（消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十八条の規定による認可を受けた組合をいう。）とする。

第三十四条 条例第二十六条第三号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 職員の職務に関連する印刷物（購入について所屬において取りまとめを行うものに限る。）の購入代金
 - 二 職員の職務に関連する学会その他これに類する団体の会費その他の費用
 - 三 職員により構成される団体であつて、職員の福利厚生又は親睦のために組織されたものの会費その他の負担金
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる条例の適用を受けていた者から条例の適用を受けることとなった職員には、給与から当該各号に掲げるものの額に相当する額を控除して支払うことができる。
- 一 職員の給与に関する条例 同条例第二十二各号に掲げるもの
 - 二 徳島県学校職員給与条例 同条例第二十四各号に掲げるもの
- 附則に次の二項を加える

（令和六年改正条例附則第六項の規定が適用される間の読替え）

3 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第七条の三、第八条、第九条第一項及び第九条第二項中「条例」とあるのは「徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年条例第六十五号）附則第六項の規定により読み替えられた条例」とする。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

4 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年条例第六十五号）附則第六項の規定により読み替えられた条例第十一条第三項に規定する職務の等級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第七条の三に規定する職員とする。

様式第一号の裏中「婚姻、離職」を「離職」に、「離婚、就職」を「就職」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（規則六―七三）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第五条」を「第五条第一項」に改め、「週休日」の下に「又は勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六―七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「知事戦略公室長」を「部等の担当部長
知事戦略局長」に改め、「企画総務

部副部長」、「文化の森振興センター所長」、「二十一世紀館長」及び「（区分が一種で
統括監

ある者を除く。）」を削り、「統括監」を文化の森振興センター所長に改め、「障が

い者相談支援センター所長」、「発達障がい者総合支援センター所長」、「本部長」及び
「男女共同参画総合支援センター所長」を削り、「中央こども女性相談センター所長」を

「中央こども女性相談センター所長
障がい者相談支援センター所長

に改め、「人事課長」、「経済産業政策課長」

発達障がい者総合支援センター所長
農林水産総合技術支援センター副所長

、「（区分が二種である者を除く。）」及び「食肉衛生検査所長」を削り、「保健製薬環

「食肉衛生検査所長

境センター所長」を

動物愛護管理センター所長
保健製薬環境センター所長

に改め、「副本部長」を削り

男女共同参画総合支援センター所長

、「農林水産総合技術支援センター副所長
農林水産総合技術支援センターの課長」

を「農林水産総合技術支援センターの課長（

農林水産大学の課長を除く。）」に改め、「上席秘書幹」、「秘書幹」及び「政策調査幹」

「推進幹

秘書室長

を削り、「推進幹」を

に改め、「動物愛護管理センター所長」及び

政策推進室長

航空消防防災室長

「航空戦略幹」を削り、「工業技術センター副所長」を「工業技術センター副所長
本部長」に、

「主幹」を「部等の担当課長（観光誘客課の担当課長を除く。）
主幹

に、「運航安全管理幹

」を「航空安全・防災調整幹」に改め、「食肉衛生検査所次長」及び「動物愛護管理セン

「副館長

ター次長」を削り、「副館長」を食肉衛生検査所次長

に改め、「本部の次長」

動物愛護管理センター次長

を削り、「名古屋事務所長
家畜保健衛生所次長」

を「家畜保健衛生所次長
農林水産総合技術支援センターの担当課長」

に改め

、同表議会事務局の項中「次長」を「副局長」に、「担当室長」を「担当室長」に改め、
担当課長」

同表教育委員会の項中「政策調査幹」及び「競技力向上推進幹」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則六―八七）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「一般職員給与条例第六条、学校職員給与条例第九条及び警察職員給与条例第十一条に規定する扶養親族で一般職員給与条例第七条第一項、学校職員給与条例第十條第一項及び警察職員給与条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び一般職員給与条例第六条第二項、学校職員給与条例第九条第二項及び警察職員給与条例第十一条第二項に規定する扶養親族をいう」に、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、「父母」を「、父母」に改める。

第四条中「第五条第三項に」を「第五条第二項に」に、「第五条第三項第三号」を「第五条第二項第三号」に、「職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員を除く。」を「職員（」に、「国家公務員、地方公務員並びに公庫及び公団等の職員（人事委員会の定めるものに限る。）であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「当該適用」の下に「又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰」を加える。

第六条中「総務事務システム（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織をいう。）」を「人事給与システム（職員の人事管理、給与計算等を行うための電子情報処理組織をいう。）」に改める。

第九条第一項中「要件を欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六―八八）の一部を次のように改正する。

第三条中「合計額」の下に「（法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、給料の月額。第五条第二項において同じ。）」を加える。

第六条を次のように改める。

第六条 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公庫、公団等の職員（人事委員会の定めるものに限る。）

二 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定による採用をされた者

2 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなった職員とする。

3 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項の新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、その特地公署又は準特地公署に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員とする。

4 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項の一般職員給与条例第十条の二の二第一項及び警察職員給与条例第十七条の三第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）

第二条第三項第一号に規定する職員派遣（以下「職員派遣」という。）から職務に復帰し、特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転した職員

二 法第二十二条の四第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの

三 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前三年以内に国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、職員派遣から職務に復帰し、又は法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴つて住居を移転したもの

四 法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在

勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第十条の二の二第二項又は警察職員給与条例第十七条の三第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員のうち前項に規定する職員に該当するもの

五 法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に一般職員給与条例第十条の二の二第一項若しくは第二項又は警察職員給与条例第十七条の三第一項若しくは第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

5 一般職員給与条例第十条の二の二第二項及び警察職員給与条例第十七条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 国家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署若しくは準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、前項第一号に規定する職員又は前項第二号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日、職務に復帰した日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額

二 第三項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第三号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、職務に復帰した日又は法第二十二條の四第一項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

四 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第五号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第六号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（改正後の人事委員会規則六―八八における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。次条第一項にお

いて「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された暫定再任用職員（次項及び次条において「暫定再任用職員」という。）は、法第二十二條の四第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則六―八八（以下「改正後の規則六―八八」という。）第三条、第五条、第六条第四項第二号から第五号まで及び第五項（第六号を除く。）の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の規則六―八八第六条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項第二号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第五号まで並びに同条第五項第一号及び第三号中「法第二十二條の四第一項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特勤手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 改正後の規則六―八八第六条第四項第二号及び第三号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定（以下この条において「法第二十二條の四第一項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則六―八八第六条第四項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則六―八八第六条第四項第五号の規定は、令和七年四月一日以後に法第二十二條の四第一項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職員給与条例第十条の二の二第一項又は第二項並びに警察職員給与条例第十七条の三第一項又は第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千 代 子

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（規則六・九七）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者（第三条関係）

職員の 区分	職務の 等級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号	俸					
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員 以外の 職 員	1	円	2,000	円	円	円	円
	2		2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	3		2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	4		2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5		2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	6		2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	7		2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	8		2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9		2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	10		2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	11		2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	12		2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13		2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	14		2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	15		2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	16		2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17		2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	18		2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	19		2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	20		2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21		2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	22		2,400	2,800	5,100	5,700	
	23		2,400	2,800	5,100	5,700	
	24		2,400	2,800	5,100	5,700	
	25		2,600	2,900	5,300	5,900	
	26		2,600	2,900	5,300	5,900	
	27		2,600	2,900	5,300	5,900	
	28		2,600	2,900	5,300	5,900	
	29		2,700	3,000	5,400	6,000	
	30		2,700	3,000	5,400	6,000	

31	2,700	3,000	5,400	6,000	
32	2,700	3,000	5,400	6,000	
33	2,800	3,200	5,600	6,100	
34	2,800	3,200	5,600	6,100	
35	2,800	3,200	5,600	6,100	
36	2,800	3,200	5,600	6,100	
37	2,900	3,300	5,700	6,300	
38	2,900	3,300	5,700	6,300	
39	2,900	3,300	5,700	6,300	
40	2,900	3,300	5,700	6,300	
41	3,100	3,500	5,800	6,400	
42	3,100	3,500	5,800	6,400	
43	3,100	3,500	5,800	6,400	
44	3,100	3,500	5,800	6,400	
45	3,200	3,700	6,000	6,600	
46	3,200	3,700	6,000	6,600	
47	3,200	3,700	6,000	6,600	
48	3,200	3,700	6,000	6,600	
49	3,300	3,800	6,100	6,800	
50	3,300	3,800	6,100	6,800	
51	3,300	3,800	6,100	6,800	
52	3,300	3,800	6,100	6,800	
53	3,400	4,100	6,300	6,900	
54	3,400	4,100	6,300	6,900	
55	3,400	4,100	6,300	6,900	
56	3,400	4,100	6,300	6,900	
57	3,500	4,300	6,400	7,000	
58	3,500	4,300	6,400	7,000	
59	3,500	4,300	6,400	7,000	
60	3,500	4,300	6,400	7,000	
61	3,600	4,500	6,500	7,100	
62	3,600	4,500	6,500	7,100	
63	3,600	4,500	6,500	7,100	
64	3,600	4,500	6,500	7,100	
65	3,700	4,800	6,700	7,200	
66	3,700	4,800	6,700	7,200	
67	3,700	4,800	6,700	7,200	
68	3,700	4,800	6,700	7,200	
69	3,800	4,900	6,800	7,300	
70	3,800	4,900	6,800	7,300	
71	3,800	4,900	6,800	7,300	
72	3,800	4,900	6,800	7,300	
73	3,900	5,100	6,900	7,400	
74	3,900	5,100	6,900	7,400	
75	3,900	5,100	6,900	7,400	
76	3,900	5,100	6,900	7,400	
77	4,000	5,300	6,900	7,500	

78	4,000	5,300	6,900	7,500	
79	4,000	5,300	6,900	7,500	
80	4,000	5,300	6,900	7,500	
81	4,100	5,400	7,000	7,500	
82	4,100	5,400	7,000		
83	4,100	5,400	7,000		
84	4,100	5,400	7,000		
85	4,100	5,500	7,200		
86	4,100	5,500	7,200		
87	4,100	5,500	7,200		
88	4,100	5,500	7,200		
89	4,200	5,600	7,200		
90	4,200	5,600	7,200		
91	4,200	5,600	7,200		
92	4,200	5,600	7,200		
93	4,300	5,800	7,200		
94	4,300	5,800	7,200		
95	4,300	5,800	7,200		
96	4,300	5,800	7,200		
97	4,400	5,900	7,300		
98	4,400	5,900	7,300		
99	4,400	5,900	7,300		
100	4,400	5,900	7,300		
101	4,400	6,100	7,300		
102	4,400	6,100	7,300		
103	4,400	6,100	7,300		
104	4,400	6,100	7,300		
105	4,500	6,200	7,300		
106	4,500	6,200			
107	4,500	6,200			
108	4,500	6,200			
109	4,500	6,300			
110	4,500	6,300			
111	4,500	6,300			
112	4,500	6,300			
113	4,600	6,400			
114	4,600	6,400			
115	4,600	6,400			
116	4,600	6,400			
117	4,700	6,500			
118	4,700	6,500			
119	4,700	6,500			
120	4,700	6,500			
121	4,700	6,600			
122	4,700	6,600			
123	4,700	6,600			
124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			

	126		6,700			
	127		6,700			
	128		6,700			
	129		6,800			
	130		6,800			
	131		6,800			
	132		6,800			
	133		6,900			
	134		6,900			
	135		6,900			
	136		6,900			
	137		6,900			
	138		6,900			
	139		6,900			
	140		6,900			
	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
	154		7,100			
	155		7,100			
	156		7,100			
	157		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第二 高等学校等教育職給料表の適用を受ける者（第三条関係）

職員の 区分	職務の 等級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前	1	円 2,000	円 2,500	円 4,000	円 5,700	円 7,400
再任用	2	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
短時間	3	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
勤務教	4	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
育職員	5	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500

以外の
職員

6	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
7	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
8	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
9	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
10	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
11	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
12	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
13	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
14	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
15	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
16	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
17	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
18	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
19	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
20	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
21	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
22	2,400	3,200	5,100	6,400	
23	2,400	3,200	5,100	6,400	
24	2,400	3,200	5,100	6,400	
25	2,600	3,300	5,300	6,600	
26	2,600	3,300	5,300	6,600	
27	2,600	3,300	5,300	6,600	
28	2,600	3,300	5,300	6,600	
29	2,700	3,500	5,400	6,800	
30	2,700	3,500	5,400	6,800	
31	2,700	3,500	5,400	6,800	
32	2,700	3,500	5,400	6,800	
33	2,800	3,700	5,600	6,900	
34	2,800	3,700	5,600	6,900	
35	2,800	3,700	5,600	6,900	
36	2,800	3,700	5,600	6,900	
37	2,900	3,800	5,700	7,000	
38	2,900	3,800	5,700	7,000	
39	2,900	3,800	5,700	7,000	
40	2,900	3,800	5,700	7,000	
41	3,100	4,100	5,800	7,100	
42	3,100	4,100	5,800	7,100	
43	3,100	4,100	5,800	7,100	
44	3,100	4,100	5,800	7,100	
45	3,200	4,300	6,000	7,200	
46	3,200	4,300	6,000	7,200	
47	3,200	4,300	6,000	7,200	
48	3,200	4,300	6,000	7,200	
49	3,300	4,500	6,100	7,300	
50	3,300	4,500	6,100	7,300	
51	3,300	4,500	6,100	7,300	
52	3,300	4,500	6,100	7,300	

53	3,400	4,800	6,300	7,400	
54	3,400	4,800	6,300	7,400	
55	3,400	4,800	6,300	7,400	
56	3,400	4,800	6,300	7,400	
57	3,500	4,900	6,400	7,500	
58	3,500	4,900	6,400	7,500	
59	3,500	4,900	6,400	7,500	
60	3,500	4,900	6,400	7,500	
61	3,600	5,100	6,500	7,500	
62	3,600	5,100	6,500		
63	3,600	5,100	6,500		
64	3,600	5,100	6,500		
65	3,700	5,300	6,700		
66	3,700	5,300	6,700		
67	3,700	5,300	6,700		
68	3,700	5,300	6,700		
69	3,800	5,400	6,800		
70	3,800	5,400	6,800		
71	3,800	5,400	6,800		
72	3,800	5,400	6,800		
73	3,900	5,500	6,900		
74	3,900	5,500	6,900		
75	3,900	5,500	6,900		
76	3,900	5,500	6,900		
77	4,000	5,600	6,900		
78	4,000	5,600	6,900		
79	4,000	5,600	6,900		
80	4,000	5,600	6,900		
81	4,100	5,800	7,000		
82	4,100	5,800	7,000		
83	4,100	5,800	7,000		
84	4,100	5,800	7,000		
85	4,100	5,900	7,200		
86	4,100	5,900	7,200		
87	4,100	5,900	7,200		
88	4,100	5,900	7,200		
89	4,200	6,100	7,200		
90	4,200	6,100	7,200		
91	4,200	6,100	7,200		
92	4,200	6,100	7,200		
93	4,300	6,200	7,200		
94	4,300	6,200	7,200		
95	4,300	6,200	7,200		
96	4,300	6,200	7,200		
97	4,400	6,300	7,300		
98	4,400	6,300	7,300		
99	4,400	6,300	7,300		
100	4,400	6,300	7,300		

101	4,400	6,400	7,300		
102	4,400	6,400	7,300		
103	4,400	6,400	7,300		
104	4,400	6,400	7,300		
105	4,500	6,500	7,300		
106	4,500	6,500			
107	4,500	6,500			
108	4,500	6,500			
109	4,500	6,600			
110	4,500	6,600			
111	4,500	6,600			
112	4,500	6,600			
113	4,600	6,700			
114	4,600	6,700			
115	4,600	6,700			
116	4,600	6,700			
117	4,700	6,800			
118	4,700	6,800			
119	4,700	6,800			
120	4,700	6,800			
121	4,700	6,900			
122	4,700	6,900			
123	4,700	6,900			
124	4,700	6,900			
125	4,800	6,900			
126	4,800	6,900			
127	4,800	6,900			
128	4,800	6,900			
129	4,900	6,900			
130	4,900	6,900			
131	4,900	6,900			
132	4,900	6,900			
133	4,900	7,000			
134	4,900	7,000			
135	4,900	7,000			
136	4,900	7,000			
137	4,900	7,100			
138	4,900	7,100			
139	4,900	7,100			
140	4,900	7,100			
141	5,000	7,100			
142	5,000	7,100			
143	5,000	7,100			
144	5,000	7,100			
145	5,100	7,100			
146	5,100				
147	5,100				

	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
前任用時間 定再短務職 勤務員						

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第一条 単身赴任手当に関する規則(規則六一―一二三)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含め。以下同じ。)」が」に改める。

第五条第一項中「の人事委員会規則で定める者は、公庫、公団等の職員(人事委員会
の定めるものに限る。)」を「の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員
は、単身で生活することを常況とする職員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第
一号中「次に掲げる事由(以下「事由発生」という。)」を「公益的法人等への職員の
派遣等に関する条例(平成十三年徳島県条例第四十五号)第二条第三項第一号に規定す
る職員派遣から職務に復帰したこと(以下「職務復帰」という。)」に、「事由発生
の」を「職務復帰の」に改め、同号イからハを削り、同条第七号中「国家公務員、地方公
務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から人事交流等により引き続き」を「
新たに」に、「事由発生」を「職務復帰」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条第三項中「総務事務システム(職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務
の処理を行うための電子情報処理組織をいう。)」を「人事給与システム(職員の人事
管理、給与計算等を行うための電子情報処理組織をいう。)」に改める。

第九条中「要件を欠くに至つた日」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、
当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第二条 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和四年十一月四日公布)の
一部を次のように改正する。

附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則第2項から第4項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新た
に給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七―一）の一部を次のように改める

第一条の次に次の五条を加える。

（条例第三条第三項の適用除外職員）

第一条の二 条例第三条第三項の人事委員会規則で定める職員は、職務の性質上職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが著しく不適当であると認められる職員として任命権者が定める職員とする。

（条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

第一条の三 任命権者は、勤務時間の割振り等（条例第三条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第三条第二項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第一条の六までにおいて同じ。）を行う場合には、条例第三条第三項に規定する申告（次条第一号及び第三条の二を除き、以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

一 第一条の六第一項に規定する単位期間（以下この号及び第三号において「単位期間」という。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間）につき一日を限度として、勤務時間を割り振らない日（第四号において「特例対象日」という。）を設けることができること。

二 一日につき二時間以上の勤務時間を割り振ること。

三 前二号の規定にかかわらず、休日（条例第八条に規定する祝日法による休日又は年未年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事委員会の定める日については、七時間四十五分（定年前再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第三条第一項の規定による週休日（同項に規定する週休日をいう。以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間）の勤務時間を割り振ること

四 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除いて連続するように、二時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。

五 始業の時刻を午前五時以後に、終業の時刻を午後十時以前に設定すること。

2 定年前再任用短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振るうとする日に係る条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会の

定めるところにより、前項第二号及び第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

3 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会が定める場合に係る条例第三條第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、第一項第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

4 任命権者は、第一項各号(第一号及び第三号を除く。)に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。

この場合において、当該別段の定めが人事委員会が定める基準に適合するものであるときは、当該人事委員会との協議を要しないものとする。

(条例第三條第三項の規定による勤務時間の割振り等の変更)

第一條の四 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

一 条例第三條第三項に規定する申告及び第三條の二第三項に規定する休憩時間の申告があつた場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

(条例第三條第三項の規定による勤務時間の割振りの申告)

第一條の五 申告は、第一條の三に定める基準に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに次条の期間について申告しなければならない。

(単位期間)

第一條の六 条例第三條第三項の人事委員会規則で定める期間(以下「単位期間」という。)は、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。ただし、任命権者は、前項の職員が選択した単位期間では公務の正常な運営に支障があると認めるときは、職員が選択した単位期間を変更することができる。

第二條中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第二條の二中「前條」を「第一條の三から第一條の五まで並びに前條」に改める。

第三條第一項中「条例第五條」を「条例第五條第一項(同條第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項、次項において同じ。)」に、「同條」を「同條第一項」に改め、同條第二項中「条例第五條」を「条例第五條第一項」に、「同條の勤務」を「同項の勤務」に、「(同條)」を「(同項)」に改める。

第三條の次に次の一條を加える。

(休憩時間)

第三條の二 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六條第二項の定めるところに従い休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩の基準について別段の定めをすることができる。

一 交替制によつて勤務させるとき。

二 同一事業場内であつても作業場を異にする場合で、公務の運営上必要なとき。

三 条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合において、同項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があつたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、休憩時間の自由利用が妨げられず、かつ、勤務を過重なものとしないと認められるとき。

2 前項第三号の規定による休憩時間の申告に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第四条第二項中「任命権者は、」の下に「勤務時間法第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは勤務時間を割り振り、又は」を加え、「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第七条第一項第一号中「（条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第十四条第二項中「以下同じ。」の下に「条例第三条第三項及び条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、」を加える。

別表第二の二十一の項を次のように改める。

二十一 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この二十一において同じ。）を養育する職員が、次に掲げるその子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

その都度必要と認める日又は時間。ただし、一年につき五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）を超えることはできない。

ア 負傷し、又は疾病にかかつたその子の世話を行うこと。

イ 疾病の予防又は後遺障害の機能回復を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話を行うこと。

ウ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定又は災害等による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うこと

エ その子の教育若しくは保育に係る行事等のうち人事委員会が定めるものの参加等を行うこと

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則七―四）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 条例第十二条の育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合における条例第十二条第一号に定める一週間当たりの勤務時間については、当該育児短時間勤務をしようとする期間をその初日から四週間ごとに区分した各期間及びその最後に生ずる四週間未満の期間について、それぞれ当該一週間当たりの勤務時間となるようにするものとする。

2 条例第十二条第一号の人事委員会規則で定める時間は、二時間とする。

3 条例第十二条第二号の人事委員会規則で定める日数は十二日とし、同号の人事委員会規則で定める時間は十六時間とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第九条第一項の規定による一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（規則七一〇）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県監査委員告示第一号

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県監査委員

鹿山公弘

同

大西康生

同

福山正啓

同

井村保裕

同

平山尚道

徳島県監査事務局規程の一部を改正する告示

徳島県監査事務局規程（昭和三十九年徳島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「企画総務部総務監察課法制文書室長（以下「法制文書室長」という。）を「企画総務部法制監察課長（以下「法制監察課長」という。）」に、「法制文書室長」を「法制監察課長」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県労働委員会告示第二号

徳島県労働委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

徳島県労働委員会公印規程の一部を改正する告示

徳島県労働委員会公印規程（平成十七年徳島県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整課長」を「審査調整課長」に改める。

第六条中「調整課長」を「審査調整課長」に改める。

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県労働委員会告示第三号

徳島県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

徳島県労働委員会公文書管理規程（令和六年徳島県労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「調整課長」を「審査調整課長」に改める。

第五条中「調整課長」を「審査調整課長」に改める。

附 則

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県議会規程第二号

徳島県議会議事事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県議会議長 須 見 一 仁

徳島県議会議事事務局規程の一部を改正する規程

徳島県議会議事事務局規程（昭和三十九年徳島県議会議程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「、改廃」を「及び改廃」に改める。

第四条第四号中「制定・改廃」を「制定及び改廃」に改め、同条第六号中「調整」を「調製」に改める。

第六条第一項第一号中「次長」を「副局長」に改め、同項第三号中「担当室長」を「担当課長」に改め、同条第二項中「次長」を「副局長」に改め、同条第四項中「担当室長」を「担当課長」に改め、同条第十七項中「次長」を「副局長」に、「担当室長」を「担当課長」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第十八項中「あてる」を「充てる」に改める。

第七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「次長」を「副局長」に改める。

第八条の表並びに第十二条第一号及び第二号中「次長」を「副局長」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。